

2023年度経済学部給付奨学金＜自己推薦＞奨学生募集要項

経済学部

経済学部では、1997年度より学力優秀でかつ社会文化活動等で特に優れた学部学生を対象に、「自己推薦」枠を設けました。2000年度から各種資格試験において優秀な成績を修めた者について枠を広げ、2014年度からは学業成績等が優秀な者についても枠を広げました。

希望者は、次に掲げる事項を熟読したうえで期間内に出席手続をしてください。

1. 給付奨学金の額及び給付の方法

- (1) 給付金額は、200,000円とします。
- (2) 給付奨学金は、給付奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

2. 奨学金の給付期間 給付奨学金の給付期間は、当該年度限りとします。

3. 募集人員 20名程度

4. 出願資格

前年度のGPAが2.0以上の経済学部2年次以上4年次以下の在籍学生で、以下の(1)から(4)いずれかの基準を満たす者。ただし、2023年度に経済学部給付奨学生である者、2023年度編入学生を除く。

※過去に採用された場合、同じ内容での出願は認めません。

※(1)から(3)について原則過去1年以内(概ね2022年10月以降)の活動実績内容で出願してください。

2年次の在籍学生は入学後(2022年4月以降)の活動実績内容で出願ができます。

- (1) 学内、学外を問わず、ボランティア、スポーツ等の社会文化活動等において顕著な活躍をした者で、その活動の今後の計画において本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。
- (2) 会計専門職・コンピュータ・経済学・語学等の資格試験において優秀な成績を修めた者、または同分野の国家公務員採用試験に合格した者で、本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。
(例) 国税専門官・税理士・公認会計士試験短答式試験・不動産鑑定士・情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、応用情報技術者試験)、経済学検定試験(ERE または ERE ミクロ・マクロどちらでも可) ランク A+, TOEFL-iBT 79 点 (TOEFL-CBT 213 点、TOEFL-PBT 550 点)、TOEIC (IP テスト含む) 750 点以上のレベルを目安と考えてください。
- (3) 国家公務員総合職、地方公務員(上級職に相当するもの)の合格者で、本奨学金を有意義に活用できる計画がある者。
- (4) 前年度 GPA が『3.71』以上の者。

5. 出願期間・出願方法

出願期間 **2023年9月21日(木)～9月29日(金)** <※郵送の場合は消印有効>

<STEP1>

manaba [コース名: 経済学部給付奨学金] のアンケートから出願エントリー

https://room.chuo-u.ac.jp/ct/course_3406573_survey_3538062

→出願期間内にアンケートから出願に関する設問に回答してください。

<STEP2>

出願完了後、「6. 出願書類」の提出

郵送先 〒192-0393 東京都八王子市東中野7-4-2-1 中央大学経済学部事務室奨学金担当宛

郵送にて出願受付(事務室へ直接の提出も可 ※開室時間内)

→**出願期間内に<STEP1>と<STEP2>を終えたら出願完了。**

*出願書類の受領通知については、10月4日(水)にC plusに登録されているメールアドレスへお送りします(C plus

内「お知らせ」にも掲載します)。

6. 出願書類

(1) 活動証明資料(出願資格と関係のない資料は絶対に提出しないでください)

*資料は、本人の社会文化活動、資格試験等の成績、記録、特記事項が掲載されている雑誌、新聞、表彰状、スコア等のコピーとします。**活動証明資料について不明な点がある場合は、出願前に経済学部事務室 奨学金担当までお問い合わせください。**

(2) C plus 成績照会画面のプリントアウト

(3) 口座振込依頼書

奨学生として採用となった場合に、奨学金の振込を希望する銀行口座を記入してください。

(4) 誓約書

「経済学部給付奨学金に関する取扱要領」を確認の上、記入して下さい。

※(3)、(4)については不採用となった場合、事務室にて責任を持って破棄いたします。

※(3)、(4)については下記 URL よりダウンロードできます。

URL : <https://econ.r.chuo-u.ac.jp/scholarship/005/>

7. 選考方法・日時

選考方法 書類審査ならびにオンライン面接審査

面接審査日: 2023年10月7日(土) 予定 開始時間: 後日連絡

※オンライン面接については、受領通知と同時にC plusに登録されているメールアドレスにお送りします(C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

8. 採否結果の発表 10月19日(木) 発表予定

採否結果は、C plusに登録されているメールアドレスにお送りします(C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

9. その他

(1) 給付奨学生は、資格を有する期間において、他の学内・学外奨学金との併給を妨げません。

ただし、中央大学予約奨学金、学長賞・学部長賞奨学金、経済学部創立百周年記念奨学金、経済学部グローバル人材育成奨学金との併給は認めません。

※奨学金の併給については、中央大学経済学部事務室 奨学金担当までお問い合わせください。

(2) 給付奨学生には、年度末に活動報告書を提出していただきます。

(3) 奨学金の給付期間は当該年度限りです。次年度についても出願は可能ですが、同じ内容での出願は認めません。

(4) 給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

- ① 給付金の給付を辞退したとき。
- ② 休学又は退学したとき。
- ③ 停学又は退学の処分を受けたとき。
- ④ 申請書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき。
- ⑤ 経済学部給付奨学生等選考委員会が給付奨学生として適当でないと認めたとき。

(5) 給付奨学生の資格を失った者は、給付金を返還する必要があります。

(6) 原則として面接日に欠席した場合は、棄権したものとみなします(例えば、ゼミ合宿、部活・サークル合宿等によって面接を欠席した場合は棄権したものとみなします)。ただし、面接当日に授業等で都合の悪い時間帯がある場合は、出願書類提出時に事務室に申し出て下さい。

【お問い合わせ先】

中央大学経済学部事務室 奨学金担当

〒192-0393 東京都八王子市東中野7-4-2-1

TEL : 042-674-3317 MAIL : k-shougakukin-grp@g.chuo-u.ac.jp 以上

経済学部給付奨学金〈自己推薦〉合格者活動内容(過去3ヵ年)

| 年度(人数) | 活動内容 |
|-----------------|--|
| 2022年度 (17人) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度青森県職員採用試験 ・TOEIC780点 ・前年度GPA3.79以上 ・前年度GPA3.79以上 ・TOEIC825点 ・TOEIC(IP)950点 ・前年度GPA3.79以上 ・Microsoft Office Specialist Word 365&2019 ・3級ファイナンシャル・プランニング技能士試験 ・TOEIC(IPテスト)765点 ・沖縄県職員採用上級試験(内定の予定)、東京都職員I類A採用試験(内々定辞退) ・東京都職員採用試験(1類B行政一般方式) ・前年度GPA3.79以上 ・TOEIC750点以上 ・日商簿記2級 ・基本情報技術者 ・前年度 GPA が『3.79』以上 ・TOEIC815点 ・前年度GPA3.79以上 ・ライフセービングでの活動 ・前年度GPA3.79以上 ・TOEIC830点 ・英検準一級 ・前年度GPA3.79以上 ・前年度GPA3.79以上 |
| 2021年度 (19人) | <ul style="list-style-type: none"> ・TOEIC L&R 775点 ・前年度GPA3.82以上 ・CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)C1 ・TOEIC L&R 740点 ・公認会計士試験短答式試験合格 ・公認会計士試験論文式試験合格 ・TOEFL-iBT 81点 ・基本情報技術者試験合格 ・TOEIC L&R 800点 ・前年度GPA3.82以上 ・TOEIC L&R 800点 ・前年度GPA3.82以上 ・前年度GPA3.82以上 ・公認会計士試験短答式試験合格 ・前年度GPA3.82以上 ・経済学部ゼミナール連合会副会長 ・「5Gエクスペリエンスアイデアソン」優秀賞 ・前年度GPA3.82以上 ・前年度GPA3.82以上 ・前年度GPA3.82以上 ・TOEFL-iBT 104点 ・前年度GPA3.82以上 ・TOEFL-iBT 104点 ・硬式庭球部での活動(W38 第27回ロイヤルSCカップ3位等) |
| 2020年度 (11人) | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度GPA3.72以上 ・TOEIC 840点 ・税理士試験科目合格(簿記論、財務諸表論) ・TOEIC L&R 870点 ・TOEIC(IPテスト)865点 ・HSK5級 240点 ・令和2年度茨城県職員採用大学卒業程度試験合格 ・前年度GPA3.72以上 ・前年度GPA3.72以上 ・日商簿記検定試験2級 ・日商簿記検定試験1級 ・アルティメットでの活動(20歳以下オープンにて日本代表に選出) |

* 上記活動に関しては出願書類から要約、抜粋したものです。ただし、類似の活動を行った場合でも、必ずしも給付奨学生として採用されるとは限りません。

経済学部給付奨学金に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、中央大学給付奨学金規程(以下「規程」という。)第1条第2項に規定する給付奨学金のうち、同第4条第1項の規定に基づいて、経済学部の学部生給付奨学金について必要な事項を定める。

2 前項の奨学金を受ける者を経済学部給付奨学生(以下「給付奨学生」という。)といい、その奨学金を経済学部給付奨学金(以下「給付奨学金」という。)という。

(給付金の額)

第2条 規程第1条第2項に規定する給付奨学金の給付額は、経済学部に配分された当該年度の予算の範囲において、原則として授業料相当額の半額を限度とし、別に定める要項によるものとする。

(給付の方法)

第3条 給付奨学生への給付奨学金の給付は、給付奨学生が指定する銀行口座に振り込むものとする。

(給付奨学生の選考)

第4条 給付奨学生の選考は、給付を申請した次の者について行う。ただし、採用年度において、給付奨学生である者を除く。

- 一 勉学の意欲が高く、特に能力・人物が優秀と認められる者
- 二 経済的事情により、勉学に支障が生じると認められる者

(給付奨学生の選考方法)

第5条 前条の規定に該当する給付を申請した者のなかから、経済学部給付奨学生等選考委員会(以下「委員会」という。)が第6条に規定する選考基準を満たした者を選考し、委員会の議を経て、教授会が決定する。選考方法は、別に定める要項によるものとする。

(給付奨学生の選考基準)

第6条 給付奨学生の選考基準は、委員会の議を経て、教授会が決定する。

2 給付奨学生に関する選考基準は、別に定める要項によるものとする。

(継続の審査基準)

第7条 規程第6条第2項に規定する継続の適否に関する審査基準は、委員会の議を経て、教授会が決定する。

2 継続の適否に関する審査基準は、別に定める要項によるものとする。

(給付の申請)

第8条 給付奨学金の給付を申請しようとする者は、所定の必要書類を指定された期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要書類は次の通りとする。

- 一 給付奨学生願書またはエントリーシート
- 二 その他、経済学部が指定する書類

(決定の手続)

第9条 給付奨学生は、第5条の規定により選考された者について、教授会が決定する。

2 給付奨学生の継続については、第7条の規定に基づき、委員会の議を経て、教授会が決定する。

3 前2項で決定した事項については、本人及び保証人にその旨を通知する。

(給付奨学生の補充採用)

第10条 給付奨学生に欠員が生じたときは、当該年度経済学部に配分された予算の範囲において、補充を行うことができる。

(辞退の手続)

第11条 給付奨学生は、学部長に申し出て、給付金の給付を辞退することができる。

(資格の喪失の決定)

第12条 規程第11条第一号から第六号に規定する者及び委員会が給付奨学生として適当でないと認めた者については、委員会の議を経て、教授会が給付奨学金の給付の停止を決定するものとする。

2 前項で決定した事項については、本人及び保証人にその旨を通知する。

(給付金の返還)

第13条 前条の規定に基づき、給付奨学生の資格を喪失した者は、給付奨学金を返還しなければならない。ただし、第11条の規定により辞退した場合についてはこの限りでない。

2 給付奨学金の返還は、返還の通知を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(報告の義務)

第14条 学部長は、中央大学奨学委員会規程第6条第2項のただし書の規定に基づき、給付奨学金に関する事項について、同委員会に報告しなくてはならない。

(事務の所管)

第15条 給付奨学金に関する事務は、経済学部事務室が所管する。

(細則)

第16条 この取扱要領に特別の定めがあるものを除くほか、この取扱要領の実施のため必要な細則については、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2001年4月1日から施行する。

(経済学部給付奨学生選考に関する内規の廃止)

2 経済学部給付奨学生選考に関する内規は、廃止する。

附 則

この取扱要領は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2017年4月1日から施行する。